

地域密着型サービスについて

高齢者支援課 介護給付係

介護保険サービス

要支援・要介護認定を受けた方が利用できる介護保険（給付）サービスには以下のサービスがあり、サービスを提供する事業所は、都道府県または市町村等の指定を受ける必要があります。

	都道府県・政令市・中核市が指定・監督	市町村が指定・監督
介護給付 要介護認定者	◎居宅介護サービス 【訪問サービス】訪問介護、訪問看護、訪問リハなど 【通所サービス】通所介護、通所リハ 【短期入所サービス】短期入所生活介護など 【その他】福祉用具貸与など ◎施設サービス 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、 介護老人保健施設、 介護医療院、	◎居宅介護支援 ◎地域密着型介護サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着特養）
予防給付 要支援認定者	◎介護予防サービス 【訪問サービス】訪問看護、訪問リハなど 【通所サービス】通所リハなど 【短期入所サービス】短期入所生活介護など 【その他】福祉用具貸与など	◎地域密着型介護予防サービス 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ◎介護予防支援

赤で囲った部分が地域密着型サービス

※上記の他、要支援認定者・事業対象者等が利用できる介護予防・日常生活支援総合事業もあります。

市が指定するサービス（地域密着型以外）

○ 市が指定をするサービスには、地域密着型サービス以外にも、居宅介護支援と介護予防支援があります。どちらのサービスも、居宅において介護保険サービスを利用する場合に、適切に利用をするために必要となるケアプランの作成等、居宅の要介護認定者・要支援認定者に対するケアマネジメントを行うサービスです。

（休止除く）

サービスの種類	利用対象者	本市指定事業所数
居宅介護支援	居宅で生活する要介護 1～5 の被保険者	4 1 <small>(サービスガイド P23・24)</small>
介護予防支援	居宅で生活する要支援 1～2 の被保険者 <small>(指定を受けた市町村に住所を有する被保険者)</small>	8 <small>(サービスガイド P2・24)</small>

※サービスガイド・・・令和6年度介護福祉サービスガイド

※介護予防支援について

従来は、地域包括支援センターのみが指定を受けることができたが、令和6年介護保険法改正により、居宅介護支援事業者も市からの指定を受けて介護予防支援を行うことが可能となりました。この指定を行う際に、介護保険法第115条の22により、介護保険の被保険者その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることとされており、指定申請があった際には、本審議会にご意見等をお諮りします。

【介護保険法第115条の22】

(4) 市町村長は、第58条第1項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

地域密着型サービスとは

地域密着型サービスは、要介護者等が住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするために創設されたもので、地域の特性に応じた地域住民限定のサービスが提供されます。また、都道府県指定サービスとは、利用定員によって区分されています。

サービスの種類	利用定員等	
	市町村指定 (地域密着型)	都道府県指定
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—
② 夜間対応型訪問介護	—	—
③ 地域密着型通所介護／通所介護（デイサービス）	18人以下	19人以上
④ 認知症対応型通所介護（認知デイ）	12人以下	—
⑤ 小規模多機能型居宅介護	29人以下	—
⑥ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	29人以下	—
⑦ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1ユニット 9人以下	—
⑧ 地域密着型特定施設入居者生活介護	29床以下	—
⑨ 地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	29床以下	30床以上

※赤字のサービスは、天草市内にサービス事業所はありません。

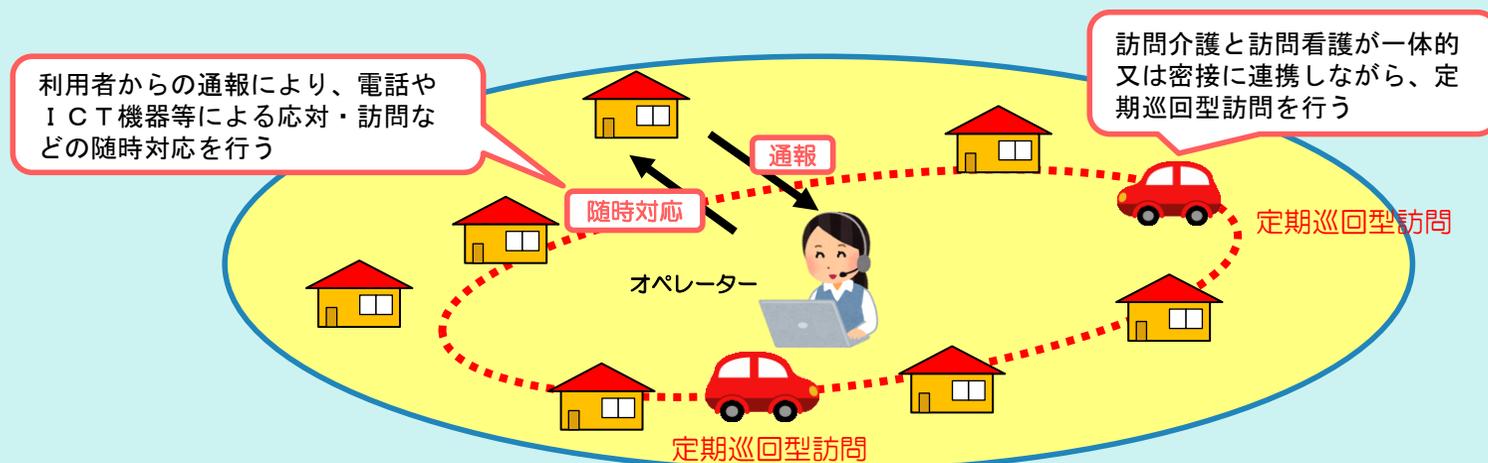
地域密着型サービスの状況

サービスの種類・概要

市内の事業所数

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日訪問介護と訪問看護のサービスを必要なタイミングで柔軟に提供します。



指定なし

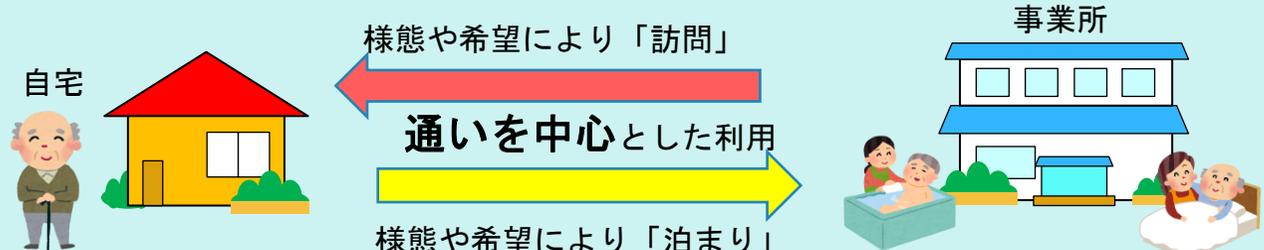
②夜間対応型訪問介護

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を、24時間安心して送ることができるよう、夜間帯のみに訪問介護員が利用者の自宅を訪問します。

「定期巡回」と「随時対応」の2種類のサービス提供形態があります。

指定なし

地域密着型サービスの状況

サービスの種類・概要	市内の事業所数
<p>③地域密着型通所介護</p> <p>利用定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練を日帰りで受けられます。 ※要支援の方は利用できません。</p> 	<p>27 事業所 (サービスガイド P26)</p>
<p>④認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）</p> <p>認知症の利用者を対象とした利用定員12人以下の通所介護施設で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。</p>	<p>9 事業所 (サービスガイド P27)</p>
<p>⑤小規模多機能型居宅介護</p> <p>小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅への「訪問」や、短期間の「宿泊」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。</p> 	<p>10 事業所 (サービスガイド P30)</p> <p>合計登録定員 276人 〔 通い 159人／日 宿泊 90人／日 〕</p>

※③、④、⑤は休止を除く事業所・定員数

地域密着型サービスの状況

サービスの種類・概要	市内の事業所数
<p>⑥看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）</p> <p>利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問（介護）」に加えて、看護師などによる「訪問（看護）」も組み合わせることで、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、介護と看護の一体的な支援が受けられます。</p>	指定なし
<p>⑦認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</p> <p>認知症と診断された方が共同で生活できる場（住居）で、5～9人の少人数の利用者が、介護スタッフとともに共同生活しながら食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。</p> <p>※要支援1の方は利用できません。</p>   	16 事業所 合計定員 180人 (サービスガイドP42)
<p>⑧地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>定員29人以下の小規模な有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。</p> <p>※要支援の方は利用できません。</p>	指定なし

地域密着型サービスの状況

サービスの種類・概要

市内の事業所数

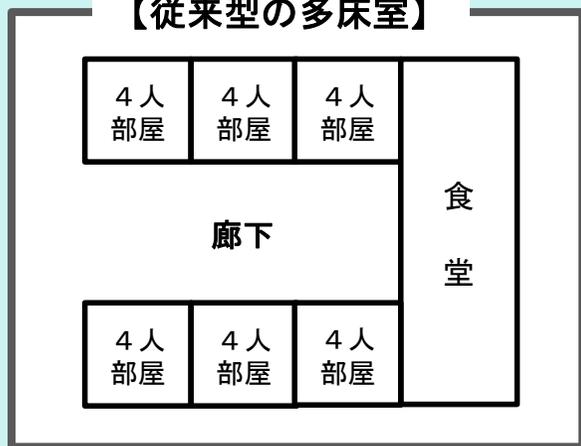
⑨地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

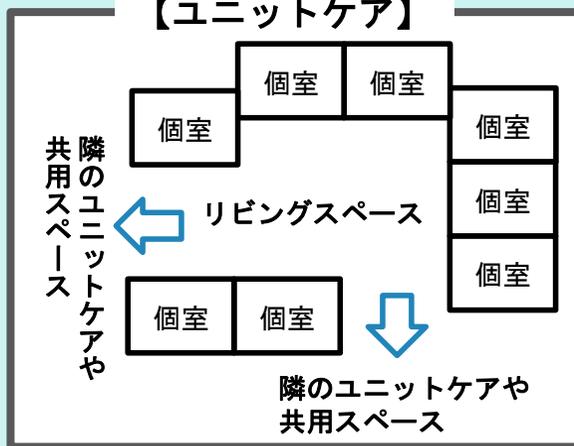
従来型の多床室のほか、プライバシーに最大限配慮した全室個室のユニット型があり、入浴やレクリエーションなどは集団で行うこととなりますが、各ユニットの数は小規模で10人以下。また、スタッフも専任となっています。

9 事業所
合計定員 222人
(サービスガイドP38)

【従来型の多床室】



【ユニットケア】



地域密着型サービスの特徴

1. 原則として、**その市町村の被保険者のみが利用できます。**
2. 指定・指導監督の権限は、施設所在地の市町村が有します。
3. 市町村（または生活圏域）ごとに必要整備量を計画に定め、これを超える場合には市町村は指定を拒否できます。また、必要に応じ公募による指定ができます（公募するサービスについて、公募によらない指定申請の指定を拒否できます）。
4. 地域の実情に応じた弾力的な指定基準・報酬設定ができます。
5. 公平・公正の観点から **3 及び 4 には地域密着型サービス運営委員会（※）を設置**し、地域住民等が関与する仕組みを導入しています。

※地域密着型サービス運営委員会

- 地域密着型サービスの適正な運営を確保するために、市町村ごとに設置
- 委員会には、被保険者・利用者・事業者・学識経験者等が参加し、
 - ① 事業者の指定を行うとき
 - ② 独自の介護報酬を設定するとき
 - ③ 独自の指定基準を設定するときなどに意見を述べるほか、質の確保や運営評価等の必要事項を協議

地域密着型サービスの特徴

●地域との連携

事業者は、事業を運営するにあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、さらに保健医療サービス・福祉サービスの提供者との連携に努めることとされています。

☞運営推進会議（介護・医療連携推進会議）の設置

事業者（夜間対応型訪問介護を除く）は、事業所が提供しているサービス内容を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスにすることで、サービスの質を確保することを目的として、「運営推進会議」（定期巡回・随時対応型訪問介護看護は「介護・医療連携推進会議」）を設置する。

対象となるサービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護／認知症対応型共同生活介護／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型通所介護／認知症対応型通所介護
会議の名称	介護・医療連携推進会議	運営推進会議	
構成員	利用者・家族／地域住民の代表者／市町村職員又は地域包括支援センターの職員／有識者 ※介護・医療連携会議では、地域の医療機関も参加		
開催頻度	概ね3カ月に1回以上	概ね2カ月に1回以上	概ね6カ月に1回以上
評価の実施	事業所は自己評価を実施。 会議は自己評価を通じてサービス内容、課題等を共有し、新たな課題や改善点を明らかにする。		
記録の作成と公表	報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表（事業者の義務）		

地域密着型サービスの特徴

●公募による事業者の指定

指定地域密着型サービス事業者の指定は、申請に基づき、市町村長が行います。

ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護等のサービスについては、介護保険事業計画に基づくサービスの見込量の確保及び質の向上の観点から、市町村長の判断により、期間を定めて公募による事業者の指定を行うことができることとなっています。

対象となるサービス	次のサービスから市町村長が決定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
対象となる期間	市町村長が決定（市町村長指定期間）
対象となる区域・事業所	市町村長が公募により指定を行うことが適当な区域として定める地域 この地域に所在し、対象サービスを行おうとする事業所が公募の対象
申請による指定との関係等	市町村長指定期間中は、対象区域・サービスについて申請による指定は行わない
公募指定の単位、有効期間	公募指定は対象サービスの種類及びサービスを事業所ごとに実施 公募指定の有効期間は6年を超えない範囲で市町村長が決定
選考方法	① 選考基準を設けて公表、基準に基づいて選考・決定 ② 公募を行う旨を公報し、インターネットなど適切な方法で周知 ③ 応募の受付期間を十分に確保 ④ 選考の結果決定しなかったときは、一定期間内に再公募を行う

地域密着型サービスの整備方針

●第9期介護保険事業計画期間中（令和6～8年度）の整備方針

下表のサービスについては、「公募指定」を行うこととしますが、本計画期間中は新たな介護保険サービスの基盤整備の必要性は低いとの判断から、新たな基盤整備は行わない方針とし、**次期計画以降でのサービス整備の必要性について検討を進めていきます。**

～健やか生きいきプラン（天草市高齢者保健福祉事業計画・介護保険事業計画）P89～

1) 介護保険事業計画で規定する地域密着型サービス

介護保険法第117条により、日常生活圏域ごとに、認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設等に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービス種類ごとの量の見込みを介護保険事業計画で定めることとされています。

総量規制 (計画で必要定員総数を定めるサービス)	・第9期計画期間中（令和6～8年度）は、新たな整備は行わないこととしています（計画で定めた必要利用定員数を超える指定申請は指定しないことができます）。必要定員数は健やか生きいきプランP90掲載。 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）【必要定員数180】、地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）【必要定員数222】、地域密着型特定施設【必要定員数0】
公募指定 (市が公募による指定を行うサービス)	・第9期計画期間中（令和6～8年度）は、新たな整備は行わないこととしています（公募によらない指定申請は指定しないことができます）。 ・小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護* (*看護小規模多機能型居宅介護については、既存の小規模多機能型居宅介護から転用の場合は公募によらず指定を行うこととしています。)

2) その他の地域密着型サービス

認知症対応型通所介護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護については、原則として事業者からの指定申請に基づき、指定を行います。

ただし、地域密着型通所介護については、介護保険法上、小規模多機能居宅介護等公募指定をするサービスを整備している日常生活圏域等で、当該サービスの実績が計画の見込み量に達している場合等に、指定をしないことができるとされ、その場合に、**被保険者その他関係者の意見を反映するための必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。**（法第78条の2第6項・第7項）

※日常生活圏域…住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件・人口・交通事情・その他社会条件、施設の整備状況等総合的に勘案して市町村が定める区域（本市には16圏域有り。健やか生きいきプランP28に掲載。）